

横手市耐震改修促進計画【第3期】



令和3年3月

横手市

目 次

1. 計画の概要	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置付け	2
2. 横手市で想定される地震の規模及び被害の状況	3
(1) 想定される地震の規模.....	3
(2) 想定される被害の状況.....	3
(3) 積雪期の地震に対する影響	4
3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	7
(1) 住宅の耐震化の現状と目標.....	7
(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標.....	8
4. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	10
(2) 耐震化促進に向けた各主体の役割	10
(3) 耐震化の促進を図るための支援策	11
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定	12
(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定.....	12
(6) 地震時の総合的な安全対策.....	13
5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	15
(1) 地震防災マップの作成・公表及び活用	15
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	15
(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	15
(4) 家具の転倒防止策の推進	15
(5) 町内会等との連携.....	16
6. 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等	17
(1) 耐震診断が義務化された特定建築物への対応.....	17
(2) 耐震改修促進法による指導・助言等の実施	17
(3) 建築基準法による勧告または命令等の実施	18
7. その他耐震化促進に関し必要な事項	19
(1) その他	19

1. 計画の概要

(1) 計画の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が犠牲になったこと、また、特に昭和56年の建築基準法改正における「新耐震設計基準(※1)」以前の建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)(平成7年法律第123号)が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震による被害状況を受け、国は建築物の耐震改修(※2)について、全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付け、住宅及び一定規模以上の建築物の耐震化率の目標を定めたほか、この目標の達成のため耐震改修促進法の一部改正(平成17年11月7日公布、平成18年1月26日施行)により、国土交通大臣による基本方針及び都道府県による耐震改修促進計画の策定等が規定されました。

秋田県では平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」を策定し、横手市でも、「横手市耐震改修促進計画(以下「第1期計画」という。)」を平成21年9月に策定しました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしたことから、平成25年に建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、耐震改修促進法が大きく改正(平成25年5月29日公布、平成25年11月25日施行)されました。平成28年3月には「秋田県耐震改修促進計画(第2期計画)」(以下「県促進計画」という。)が策定され、横手市も「横手市耐震改修促進計画【第2期】」(以下「第2期計画」という。)を策定し、平成28年4月から令和2年度までの5年間、耐震化の推進に取り組んできました。

更に、平成30年6月の大阪府北部地震で、ブロック塀の倒壊による人的被害や通行障害が生じたことを受け、耐震改修促進法施行令が一部改正(平成30年11月30日公布、平成31年1月1日施行)されました。緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に付属し、地震時に道路の通行障害を生じるおそれのあるブロック塀等(※3)を通行障害建築物に追加することになり、通行障害の防止のため、建築物に付属するブロック塀等について耐震診断が義務付けられました。

これらの背景を受け、耐震改修促進法の改正に基づく新たな内容を検討し、かつ、これまでの取り組みの評価等を行い、「横手市耐震改修促進計画【第3期】」(以下「本計画」という。)を策定しました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法の構造設計基準のこと。昭和56年以前に建てられたものは、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 地震に対する安全性の向上を目的として行う増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること。

※3 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある、前面道路中心線からの距離の1/2. 5倍を超える高さのブロック塀等。

(2) 計画の目的

本計画は、地震による建築物等の倒壊又は損壊により生ずる、人身被害また物的被害を防止・軽減させるため、県及び建築関係団体等と連携して、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

なお、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。

(3) 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県促進計画を勘案して策定します。

また、本市がめざすべき将来都市像の指針である、「第2次横手市総合計画」(平成28年3月策定)に基づくとともに、国の公共施設等総合管理計画の指針に基づき定めた「横手市財産経営推進計画」(以下「FM計画」という。平成28年3月策定)、及び災害対策基本法第42条に基づく「横手市地域防災計画(令和2年3月修正)」(以下「市防災計画」という。)等の基本施策との整合性を図りながら定めるものです。

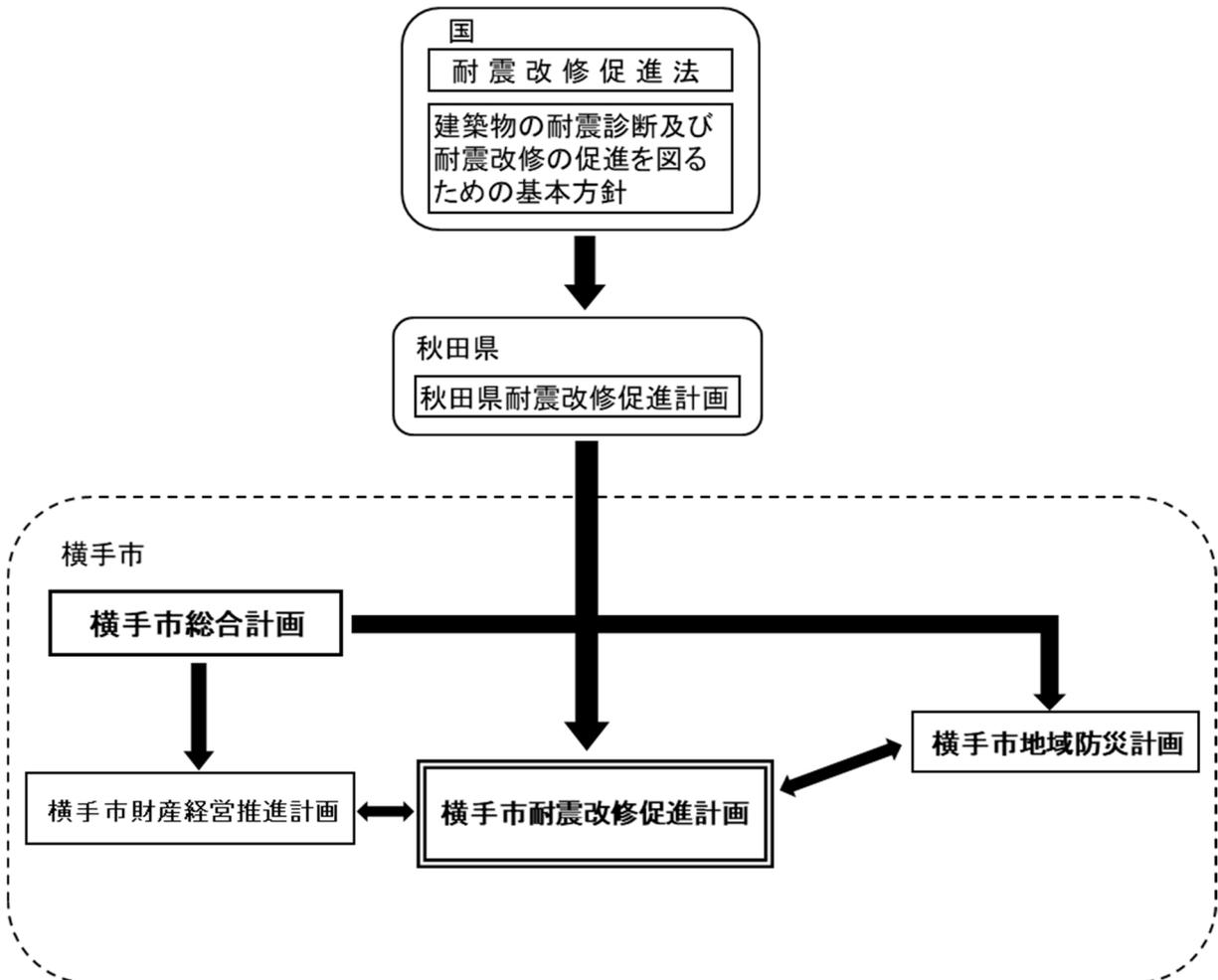


図1-1 横手市耐震改修促進計画の位置付け

2. 横手市で想定される地震の規模及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模

東日本大震災が、これまで想定できなかった連動型の巨大地震だったことを踏まえ、連動地震を設定し、「秋田県地震被害想定調査委員会」が平成25年8月に公表した、秋田県に影響を及ぼすことが想定される27パターンのうち、横手市に直接影響を与えると想定される8パターンの中から最大の被害が予測される「横手盆地真昼山地連動地震」を想定しました。

表2-1 横手市に直接影響を与えると想定される8パターンの地震

県想定地震	最大震度	最大震度の市町村
秋田仙北地震	7	大仙市、横手市
横手盆地東縁断層帯北部地震	6強	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
横手盆地東縁断層帯南部地震	6強	横手市、湯沢市、大仙市、美郷町、東成瀬村
真昼山地東縁断層帯北部地震	6弱	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
真昼山地東縁断層帯南部地震	6弱	横手市、大仙市、美郷町
横手盆地真昼山地連動地震	7	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村
秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動	7	横手市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町
北上低地西縁断層帯地震	6弱	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村

(市防災計画より)

(2) 想定される被害の状況

① 建築物の被害の予測

建築物の被害は、地震動による被害、液状化による被害及び急傾斜地崩壊、延焼による焼失件数等を予測しました。なお、被害程度の定義は以下によります。

全壊:倒壊及び現状のままでは住めない状況。

半壊:そのままでも住める状態ではあるが、かなりの修復を必要とする状況。

表2-2 建築物の被害予測

		冬の深夜発生(午前2時)		夏の日中発生(午前10時)	
		横手市	秋田県	横手市	秋田県
建物被害	全壊棟数(棟)	27,405	72,594	23,312	64,289
	半壊棟数(棟)	21,868	62,000	18,858	54,872
	焼失棟数(棟)	167	1,034	204	853

(市防災計画より)

② 人的被害の予測

居住人口を対象として以下の人的被害を予測しました。なお、被害程度の定義は以下によります。

死者：地震の振動による建物の倒壊に伴う圧死、急傾斜地崩壊による窒息死、出火・延焼による焼死等、地震による直接的な影響による死者。（冬季の建物倒壊の閉じ込めによる凍死、避難所で体調を崩しての病死等は含まない。）

負傷者：建物倒壊や急傾斜地崩壊、出火・延焼による負傷者を総称し、入院が必要とされる程度のけがを負った人及び入院は必要としない程度のけがを負った人をいう。

避難者：地震によって住む家を失い、あるいは半壊した家が修復して住めるようになるまで避難する住民。

表2-3 人的被害の想定

		冬の深夜発生(午前2時)		夏の日中発生(午前10時)	
		横手市	秋田県	横手市	秋田県
人的被害	死者数(人)	1,859	4,524	756	1,949
	負傷者数(人)	6,946	18,183	4,382	11,718
4日後避難者数(人)		44,351	153,464	33,465	126,440

(市防災計画より)

③ 液状化の予測

液状化の発生は、全ての場所で発生するわけではなく、地形区分と関連があると言われています。「液状化地域ゾーニングマニュアル」では微地形分類図と液状化判定基準を用いて、地盤の液状化の可能性を地震動に応じて4段階で判定しています。これによると「台地」「丘陵地」「山地」では液状化の可能性はなく、「埋立地」「盛土地」「旧池沼」「湧水地点」等が液状化の可能性が非常に大きいものです。

(3) 積雪期の地震に対する影響

① 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海を渡る時に大量の水蒸気を補給し、強い雪雲となって日本列島に上陸します。これらの雲は、奥羽山脈にぶつかり雪を降らせませす。

積雪期間は概ね11月下旬から3月下旬頃までですが、近年11月初旬に積雪があったり、まとまった雪が続いたりする傾向があります。

② 積雪の地震に対する影響

積雪は地震被害に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害する要因となります。

i) 被害拡大要因

ア) 家屋被害

屋根に多くの積雪がある場合、地震動により激しく揺さぶられた家屋は、地震動と積雪荷重が相乗し、全壊又は半壊が多く発生することが想定されます。

イ) 人的被害

家屋の倒壊又は損壊による死者や負傷者の発生が想定されます。

更に、道路の寸断や積雪等で救助隊の遅れが想定され、これが凍死者や凍傷者の増加につながります。

ウ) 火災

家屋の倒壊や損壊により、暖房用備蓄燃料タンクや給油配管が破損し、灯油等の漏えいや暖房器具の転倒・損傷による火災が多く発生します。

道路の寸断や積雪による消防車の通行障害、消防施設の被災等により、迅速な消火活動が困難となり延焼面積が増加します。家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、出火件数が増大することが予想されます。

エ) 雪崩・孤立住宅の発生

雪崩による道路の寸断や通信回線の途絶により孤立地区(集落)が発生します。

特に、地震発生時の積雪深、気温、天気等の条件により、発生する雪崩の種別(表層雪崩又は全層雪崩)により被害の規模が大きく左右されます。

ii) 応急対策阻害要因

ア) 情報活動

天候、降雪量、積雪深及び二次災害への安全対策等により、被害収集活動への支障が想定されます。

イ) 緊急輸送活動

雪崩や積雪による除排雪作業の遅れ、これまで除雪されて道路脇に積み上げられている雪壁の崩落、スリップ事故、地吹雪等による交通障害が発生し、緊急輸送活動への支障が想定されます。

ウ) 除雪

地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対応の前に除雪作業を行わなければならない、多大な労力を雪処理に費やさなければなりません。また、通常除雪作業にあたる人々の災も考えられ、通常の除雪が困難となることも考えられます。

エ) り災者・避難者の生活確保

避難所での寒さ対策が必要不可欠であり、暖房器具、燃料及び毛布、被服等の生活必需品の大量の需要が見込まれます。

また、応急仮設住宅も積雪のため早期着工は不可能であり、避難生活が長期化することが予想されます。

③ 積雪寒冷期の地震対策

積雪寒冷期の地震は通常時の地震と全く異なる様相を呈することから、被害は拡大かつ長期化し、また広範囲に及ぶ可能性があり、地域社会への影響は大きいものです。

各防災関係機関は積雪寒冷期の地震という最悪の事態を想定し、地震対策を設定することが必要です。

3. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

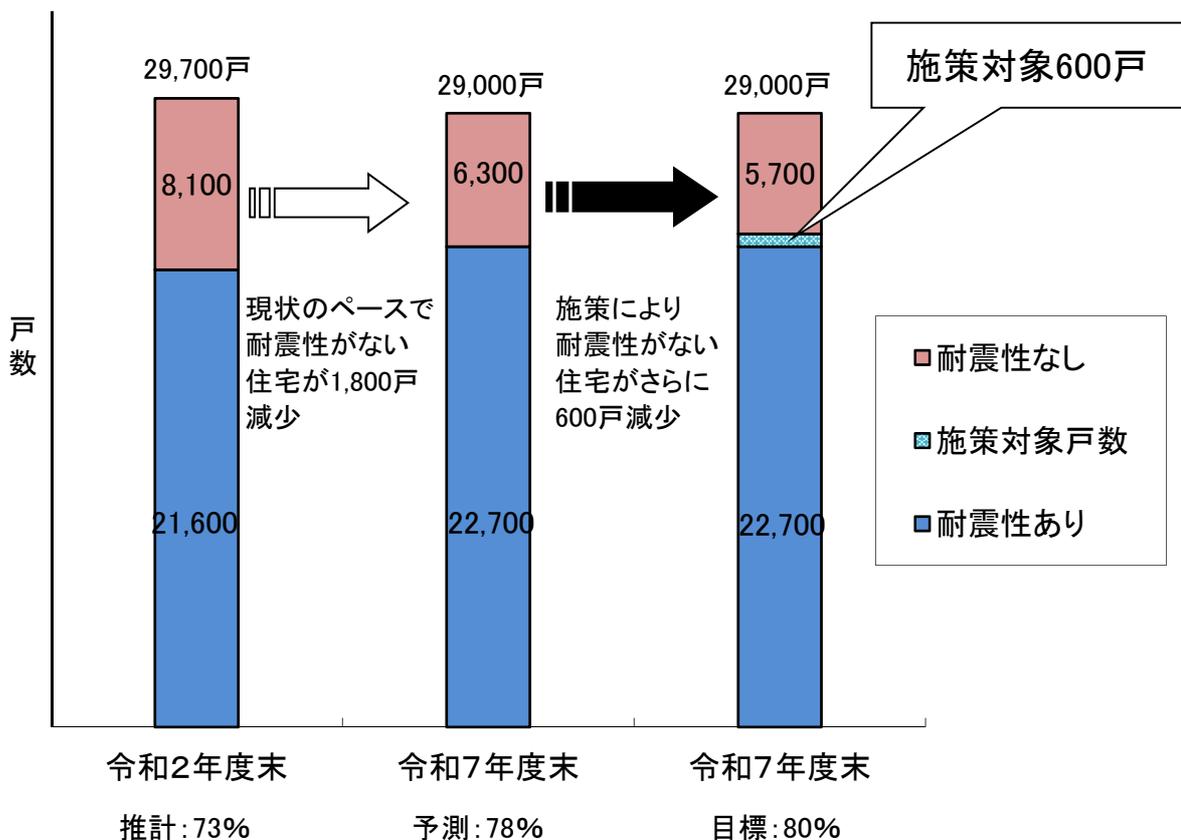
(1) 住宅の耐震化の現状と目標

第2期計画では、住宅総数(居住世帯)に対して耐震化を有する住宅の割合が、平成27年度は約67%と推計され、令和2年度末には75%とすることを目標として、住宅の耐震診断及び耐震改修に取り組んできました。

「平成30年住宅・土地統計調査」及び国における住宅の耐震化の状況を参考とすると、令和2年度末の耐震性を有している住宅は、住宅総数約29,700戸のうち、約21,600戸(約73%)と推計され、現状のペースで耐震化が進んでも令和7年度末には約78%までしか耐震化が進まないことが予想されます。

第2期計画に基づき耐震化を進めてきたものの、令和2年度末時点で目標の75%には達せず、かつ、令和7年度末の推計値でも80%に達しないと予測されることから、本計画では引き続き、地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、耐震性を有する住宅を令和7年度末まで、80%とすることを目標とします。

表3-1 住宅の耐震化の現状と目標



(2) 特定建築物の耐震化の現状と目標

① 特定建築物の耐震化の現状と目標

耐震改修促進法第14条で規定する建築物(以下「特定建築物」という。)について、第2期計画では、総数224棟のうち、166棟(約74%)が耐震性を有していると推計され、令和2年度末までに90%とすることを目標として、耐震化に取り組んできました。

民間の特定建築物については、建築物防災週間に実施した耐震性を有していない特定建築物の所有者への調査により、耐震改修を行った建築物の棟数と耐震診断により耐震性を有していることが判明した建築物の棟数を把握しました。また、耐震性を有していない特定建築物の解体により、令和3年1月末現在、総数231棟のうち、188棟(約81%)の特定建築物が耐震性を有していると推計され、耐震化率が約7%上昇しました。

今後、横手駅東口の再開発により、耐震性を有していない特定建築物の解体が進み、耐震化率のさらなる上昇が見込まれますが、引き続き地震による人的被害及び物的被害を軽減させるため、建築物所有者へ耐震化に向けた指導、助言等により、耐震性を有する特定建築物を令和7年度末まで、95%とすることを目標とします。

② 公共建築物の耐震化の現状と目標

市所有の特定建築物(以下「市有特定建築物」という。)を令和2年度末までに100%とすることを目標として、耐震化に取り組んできました。

令和3年1月末現在の状況は、表3-2のとおり総数105棟のうち、85棟(約81%)の市有特定建築物が耐震性を有していますが、目標の100%には達していない状況にあります。

建物用途でみると、統廃合を行った学校、公営住宅は耐震化率100%を達成しています。しかし、防災時に地域の拠点となる庁舎は、既存建て替えや改修が進むことで耐震化率が上昇しますが、災害時に避難場所となる集会場、体育館は耐震化について課題となっています。

市有特定建築物の耐震化を進めるため、FM計画で長寿命化となっている施設について、優先的に取り組んでいきます。

なお、特定建築物に該当しない市所有の建築物についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点といった用途等になりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を進めます。

表3-2 市所有特定建築物の耐震化の状況

令和3年1月末現在(棟)

建物用途	総数 (A)	新耐震 棟数 (B)	旧耐震 棟数 (C)	Cのうち耐震診断実施棟数			耐震化率 ((B+E+F) / A)
				Cのうち耐震診断実施棟数 (D)	Dのうち耐震性が確認された棟数 (E)	Dのうち耐震改修実施棟数 (F)	
学校	52	37	15	15	6	9	100.0%
病院	2	2	0	0	0	0	100.0%
公営住宅	6	4	2	2	2	0	100.0%
庁舎	9	4	5	2	0	0	44.4%
集会場	7	2	5	0	0	0	28.6%
体育館	14	7	7	0	0	0	50.0%
その他	15	12	3	0	0	0	80.0%
合計	105	68	37	19	8	9	81.0%

※ 新耐震とは昭和56年6月1日以降に建てられたもの

※ 旧耐震とは昭和56年5月31日以前に建てられたもの

表3-3 県促進計画と本計画の耐震化率目標の比較

	住宅	特定建築物	公共建築物
県促進計画の目標	95%	95%	100%
本計画の目標	80%	95%	100%

4. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者及び管理者(以下「建築物所有者等」という。)が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本計画では、建築物所有者等へ耐震化等の情報発信や指導等を行い、住宅・建築物が倒壊等により周辺の安全を脅かすことのないよう耐震化への取り組みを促すとともに、建築物所有者等が耐震化に向けて利用しやすい環境の整備や負担軽減を図ることを、基本的な取り組み方針とします。

(2) 耐震化促進に向けた各主体の役割

建築物所有者等が、自らの責任において安全性を確保することが防災対策上の原則です。

また、被害情報収集や災害応急対策に利用される公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者にあると考えられます。

このような認識に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進のため、以下の事項の実施及び啓発に努めます。

① 建築物所有者等の役割

建築物所有者等は、安全・安心に暮らすために、自らの問題、地域の問題として意識を持って、地震防災対策としての耐震化に取り組む必要があります。そのため、建築物所有者等も積極的に耐震化へ向けた情報収集に努める必要があります。

② 関係団体の役割

建築関係団体及び建築士関係団体は、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物のストック形成に取り組み、耐震化に関する技術力の向上に努める必要があります。また建築の専門的知識を有し、住宅・建築物の所有者に直接接する機会が多いことから、耐震化の普及・啓発に努める必要があります。

③ 本市の役割

安全・安心については、地方公共団体の重要な責務であり、県及び関係団体とも連携を図りながら、誰もが耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境を引き続き整えます。

また、地域の防災性や建築物の耐震診断・耐震改修に関する知識の普及、啓発、情報提供のための相談窓口を設置しています。各種の相談に応じるために、(一財)日本建築防災協会が開催する建築防災研修会に参加し、建築に関する災害の未然防止、人命の安全確保等、建築の防災対策の推進を図るための知識習得を行っています。

加えて、イベント会場等での耐震改修等補助事業の普及活動や、町内会等での耐震診断の必要性について説明会を実施しています。

本計画では更なる普及、啓発を実施するとともに、次のことに努めます。

- 各種推進組織・自治会への地震防災対策の情報発信
- 地震による建築物の被害が大きいと想定される町内会を一つの地区とし、木造戸建て住宅を対象に耐震診断等に関するパンフレットの配布
- 建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を行いやすい環境整備と負担軽減
- 市有特定建築物が防災対策上重要な位置づけにあること、及び市所有建築物を耐震化する取り組みが普及、啓発の観点から重要なことから、市所有建築物の耐震改修等の計画の立案と耐震化

(3) 耐震化の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震化は、建築物の状況や工事の内容により様々であり、相当の費用を要します。そのため、建築物所有者等の費用負担の軽減を図る方策が有効であるとされています。

第1期計画に基づき、平成22年度に『横手市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱』を策定し、木造住宅の耐震診断及び耐震改修の費用に対する補助制度を創設しました。平成25年度には耐震改築の費用に対する補助制度を新たに創設し、平成29年度からは『横手市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱』を策定し、(一社)秋田県建築士会と業務委託契約を締結することにより、住宅所有者自らが建築士に依頼することなく、耐震診断を低額で受けられるようにしています。

今後も目標である住宅の耐震化率80%を達成させるため、住宅所有者への普及啓発を行いながら補助制度の活用を促します。

また、特定建築物の耐震化率95%を達成させるために、非木造住宅への耐震診断及び耐震改修に対する指導及び助言を継続して行います。

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

建築物及び付属するブロック塀等が地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行や多数の者の円滑な避難及び避難者への緊急物資の輸送等の妨げとなることが考えられます。そのため、秋田県地域防災計画及び市防災計画で、災害時における緊急輸送を確保するための道路(以下「緊急輸送道路」という。)が指定されています。

緊急輸送道路のうち第1次・第2次に指定された路線を、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき道路として沿道の建築物等の耐震化の促進を図ります。

(5) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき建築物として、以下(ア)から(エ)の建築物を設定します。

- (ア) 市防災計画で指定した地域防災拠点施設と避難施設(以下「避難施設等」という。)に該当する建築物

- (イ) 避難施設等を結ぶ緊急輸送道路の沿道の建築物のうち、平成27年国勢調査による人口集中地区内に存する建築物が倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのある高さが6mを超える建築物

- (ウ) 緊急輸送道路のうち第3次に指定された路線で、家屋の倒壊等により道路閉塞が予想される沿道の建築物

- (エ) (イ)、(ウ)の建築物に附属するブロック塀等で、倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞するおそれのあるもの

(6) 地震時の総合的な安全対策

地震時の総合的な安全対策について、建築物防災週間に合わせて防災査察を実施し、関係機関と連携してその重要性について周知、啓発に努めます。

① 火災に対する安全対策

冬期間は家屋の倒壊とともに、暖房器具の使用により出火が多発することが予想されます。

更に、各建築物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となって消防活動が困難になり火災の拡大に繋がることも予想され、その対策が求められます。

消防本部と連携し、火災に対する安全対策の啓発に努めます。

② ブロック塀等の倒壊に対する安全対策

地震によるブロック塀等の倒壊は、避難や救助・消火活動に支障が生じる可能性があり、大阪府北部地震では、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生しています。

ブロック塀等の安全対策として、点検チェックポイントを記入したチラシを建築住宅課窓口に設置し、ホームページでも公開しています。

また、建築物防災週間における防災パトロール等の際に、倒壊の危険性の高いブロック塀等について指導を実施しています。

本計画では、小・中学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等(地盤面からの高さ60cm以上)について調査、把握し、除却工事に対する補助制度の活用を促し、安全確保に努めます。

③ 落下物等に対する安全対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

損壊・落下防止に向けては、現地調査で把握した建築物について所有者等に対し、適正な維持管理の啓発及び指導を実施しています。

また、平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落するなどの甚大な被害が、国内で多数発生しました。この被害を受け、脱落によって重大な被害を生ずるおそれがある天井(以下「特定天井」という。)の脱落対策に係る新たな基準が、平成26年に国土交通省告示として定められています。

市所有の既存建築物について、学校では特定天井の改修率が約96%となっていますが、他の建築物では進んでいないため、現地調査を行い、特定天井を有する既存建築物についての台帳を整備し、早期に天井の耐震化が進むよう取り組んでいきます。

民間の既存建築物については、建築基準法に基づく定期報告制度の活用により、特定天井の状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、安全性確保に向けて落下防止のための改修を実施するよう、指導、助言を行います。

④ エレベーター等の安全対策

平成17年の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止による閉じ込め事故が発生し、地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターへの脱落等が国内で複数確認されたことから、新たな基準が定められています。

市所有のエレベーターについては、聞き取り調査を行い、地震時管制運転装置の設置状況について台帳を整備し、設置の必要性について指導を実施しています。

横手市役所本庁舎など一部のエレベーターで地震時管制運転装置を設置しましたが、引き続き、エレベーターの改修工事を行う場合に、地震時管制運転装置の設置について助言を行います。

また、民間のエレベーター等が設置された既存建築物の所有者等に対しては、建築物防災週間の査察の際に、地震時管制運転装置の設置の必要性について説明を行っております。

引き続き建築基準法に基づく定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクについて周知し、安全性の確保を図るよう指導を行います。

5. 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためには、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)の作成・公表が有効とされるため、引き続き地震防災マップの作成に係る情報収集を行い、早期の作成に努めます。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

常設している木造住宅に関する耐震診断・耐震改修の相談窓口については、県及び建築士関係団体との連携により、相談しやすい環境整備を行い、木造住宅の耐震化に関するリーフレットと秋田県木造住宅耐震診断技術者名簿を設置しています。

本計画では引き続き、市報、ホームページやFMラジオ等の媒体を活用し、耐震改修等補助事業の活用を広く周知することにより耐震化の普及・啓発を行います。併せて(一財)日本建築防災協会作成のパンフレットを配布することにより、融資制度や耐震診断・耐震改修に係る情報提供を図ります。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築時は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで得られるメリットの情報として、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するリフォーム支援ネット「リフォネット」について、ホームページで周知をしています。

今後は、耐震診断を行った方に対して、各種リフォーム補助金等を活用しながら、耐震改修を行うことを促します。

(4) 家具の転倒防止策の推進

地震による家具の転倒では、死傷者が出るおそれがあるほか、倒れた家具により出入口がふさがれ避難に支障が生じる可能性があります。室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定することは、効果の高い地震対策となります。

そのため、相談窓口にはパンフレットを設置し、家具の転倒防止方法を紹介し、自らできる地震対策として普及・啓発を行っていますが、今後はパンフレットの全戸配布を行い、広く周知に努めます。

(5) 町内会等との連携

個々の住宅の耐震化が進んだとしても、周辺の住宅の耐震化が遅れている場合は、地震発生時にその地域全体が被災してしまうことが考えられます。地域の人々が「生活の場はみんなで守る」という考え方が重要であり、町内会等で地震防災対策に取り組むことが重要です。地域での取り組みは、地震発生などのいざという時に効果的であるばかりでなく、平時においても、地域における危険箇所の改善や地域全体での耐震化などの取り組みにも効果があります。

引き続き町内会等と連携しイベントや催事において、日常生活における地震の被害予防と地域における住宅の耐震化の必要性を周知し、防災意識の啓発と知識の普及を図ります。

6. 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等

(1) 耐震診断が義務化された特定建築物への対応

平成29年に要緊急安全確認大規模建築物(※1)に該当する、「横手南中学校（特別教室棟）」、要安全確認計画記載建築物(※2)に該当する、「旧たいゆう保育園（本館棟保育室）」の耐震診断の結果等を、ホームページ上で公表しています。

本計画では、緊急輸送道路に面する建築物に附属するブロック塀等について、所有者に対して個別に通知を行い、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

(2) 耐震改修促進法による指導・助言等の実施

耐震改修促進法では、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務が課されています。耐震改修促進法第15条第1項では特定既存耐震不適格建築物、第16条第2項では既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に対し必要な指導及び助言をすることができると規定されています。

市有特定建築物については、建物を管理する所管課へ耐震化について指導を行い、今後の耐震化の取組スケジュールについて確認を行っています。本計画では引き続き所管課に対し、耐震化を的確に実施するために指導します。また、民間の特定建築物についても、同様に指導を行うよう努めます。

なお、耐震改修促進法第15条第2項により、特定既存耐震不適格建築物について必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、所有者に対し必要な指示(※3)を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、耐震改修促進法第15条第3項の規定に基づき、その旨をホームページ等に公表します。

- ※1 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた建築物のうち、不特定多数の者が利用する建築物、避難上配慮を要する者が利用する建築物及び危険物を取り扱う建築物のうち一定規模以上の建築物。
- ※2 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物として、耐震改修促進法第5条第3項第一号に基づき、県促進計画において耐震診断の報告を義務付けた建築物。
- ※3 資料編5ページ表1 特定既存耐震不適格建築物一覧(耐震改修促進法第14条、同法第15条第2項)の右覧に記載の規模要件の建築物所有者に対する指示。

(3) 建築基準法による勧告または命令等の実施

耐震改修促進法第15条第3項の規定による公表を行ったにも関わらず、当該建築物の所有者等が耐震改修等の必要な対策を行わず、その建築物が次のいずれかの場合には勧告または命令を行います。

(ア) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物

○建築基準法第10条第1項の勧告若しくは同条第2項の命令

(イ) 構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物

○建築基準法第10条第3項の命令

7. その他耐震化促進に関し必要な事項

(1) その他

被災建築物の応急危険度判定(以下「判定」という。)は、市民の安全の確保を図るため、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、二次災害を防止することを目的として行われます。平成28年4月に発生した熊本地震の際には、応急危険度判定士を派遣しています。

地震により建築物等が被害を受け、判定が必要な場合は、判定実施本部等を設置し、県と連携を図り全国被災建築物応急危険度判定協議会(※)に対し、不足する応急危険度判定士の派遣要請や受け入れ等の必要な措置を講じます。また、横手市被災建築物応急危険度判定要綱を定め、判定資機材の準備を進めています。

※ 応急危険度判定の体制を全国的に整備し、応急危険度判定の的確かつ迅速な実施に資するため、平成8年、国土交通省、都道府県、建築関係団体を会員とし設立。